



平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 **ニチコン株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 武田 一平
(コード番号 6996 東証、大証、名証第1部)
問 合 せ 先 執行役員IR室長 杉本 重雄
(TEL 075 - 231 - 8461)

従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の執行役員（取締役は除く。以下同じ）、幹部社員および主要関係会社の経営幹部に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 18 年 6 月 29 日（木）開催予定の当社第 7 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

当社グループの業績および企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の執行役員、幹部社員および主要関係会社の経営幹部に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権行使時に払込むべき金額は下記 2 - (4) に定める時価を基準とした価額とします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 530,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式合併を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で株式の数を調整する。

(2) 発行する新株予約権の総数

5,300 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株) を上限とする。

(3) 株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使時の払込価額に前記 (2) に定める新株予約権 1 個の目的である株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の金額は切り上げる) とする。

ただし、当該払込価額が新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (取引が成立しない場合はその前日の終値) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分 (新株予約権の行使の場合は含まない) が行なわれる場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、払込価額の変更をすることが適切な場合は、当社は払込価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増資する資本金および資本準備金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできないものとする。(新株予約権 1 個を最低行使単位とする。)

新株予約権の質入、その他の処分および相続は認めない。

その他の権利行使の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、およびその他当社が必要と認めるときは、無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(1 0) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとする。

(1 1) その他の細目事項は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の内容については、平 18 年 6 月 29 日 (木) 開催予定の当社第 71 回定時株主総会において、「従業員等に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上